

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。

六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

(地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表)

第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）
- 三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間
- 四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種別及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設の整備の内容
- 五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容
- 六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲
- 七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第二十二條の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

- (1) 地域の環境の保全のための取組
- (2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二 第三条第二項各号に掲げる書類

(地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更)

第九条 法第二十二條の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更
- 二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、種別、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合同様に限る。）
- 三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更
- 四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更
- 五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更
- 六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更
- 七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の変更
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

附則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和五年三月二八日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二九日農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第三条関係）

行為	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の一による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の五による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の六による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の七による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の八による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の九による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十一による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十二による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十三による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十四による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十五による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十六による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十七による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十八による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の十九による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十一による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十二による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十三による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十四による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十五による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十六による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十七による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十八による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の二十九による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十一による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十二による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十三による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十四による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十五による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十六による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十七による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十八による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の三十九による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十一による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十二による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十三による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十四による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十五による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十六による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十七による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十八による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の四十九による書	書類
法第二十二條の二第二別記様式第二の五十による書	書類

条第一項の許可に係るより添付を省略することができるもの（を除く。）

法第二十二條の二第二別記様式第二の五による書

四項第三号に掲げる類及び森林法施行規則第六行爲（森林法第三十一条第一項各号に掲げる四項第二項の許可に係る書類（同条第二項の規定により添付を省略することができるもの（を除く。））

法第二十二條の二第二別記様式第二の六による書

四項第四号に掲げる類及び農地法施行規則（昭和二十七年法律第二百九号）第三十条第一項各号一項の許可に係るもの（に限る。）

法第二十二條の二第二別記様式第二の七による書

四項第四号に掲げる類及び農地法施行規則第五行爲（農地法第五十七條の四第二項各号（第一項の許可に係る五号を除く。））に掲げる書類

法第二十二條の二第二別記様式第二の八による書

四項第五号又は第六類並びに自然公園法施行規則（昭和三十三年法律第六十一号）第十條第二項二年法律第六十一号各号に掲げる図面、同条第二項第三項第三項に規定する書類及び同項の許可に係るものに条第四項各号に掲げる事項（を除く。）

法第二十二條の二第二別記様式第二の九による書

四項第五号又は第六類及び自然公園法施行規則（昭和三十三年法律第六十一号）第十條第二項各号に掲げる第一項の届出に係るもの（に限る。）

法第二十二條の二第二別記様式第二の十による書

四項第七号に掲げる類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一條の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第二十六條第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあ

法第二十二條の二第二別記様式第二の十一による書

四項第七号に掲げる類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一條の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる行為が河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第二十六條第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあ

法第二十二條の二第二別記様式第二の十二による書

四項第七号に掲げる類、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第十一條の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる行為が河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第二十六條第一項の許可を要しない工作物の新築、改築又は除却を伴う場合にあ

